

## 宇宿中間地区

土地区画整理事業施行地区内

# 市有地 売却情報

## 隨時売却

鹿児島市 宇宿九丁目、広木二丁目及び三丁目

区画数：7区画

面積：120.06m<sup>2</sup>～265.27m<sup>2</sup>

予定価格：924万円～2,110万円



お問い合わせ・お申し込み

鹿児島市役所 建設局 都市計画部

区画整理課 管理清算係 電話099（216）1393

詳しくは、市ホームページ  
に掲載しておりますので、  
ご確認ください。



市ホームページ

## 申し込みから入札までのこと

### ○ 謙渡申込みに必要な書類の入手方法

申込みに必要な書類など（随時売却説明書）は鹿児島市役所区画整理課でお渡しするほか、市ホームページからもダウンロードもできます。

### ○ 謙渡申込みに必要な資格

鹿児島市税の滞納がないなど

### ○ 謙渡申込みの方法

「普通財産謙渡申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。

#### ・申込期間

随時（先着順）（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

・申込場所 鹿児島市役所 区画整理課 管理清算係  
(鹿児島市山下町11番1 東別館8階)

※ 詳細は「随時売却説明書」をご確認ください。

## 費用のお支払のこと

### ○ 契約保証金

契約の際に契約金額の10%以上の金額の納付が必要となります。

ただし、契約締結日の当日に売買代金の全額を納付する場合は、契約保証金の納付は必要ありません。

### ○ 売買代金

売買代金（残金）は、契約金額から契約保証金を除いた金額です。売買契約締結の翌日から60日以内に納付してください。

○ 法務局への所有権の移転登記手続きは本市が行いますが、登録免許税、その他必要とされる費用は申込者の負担とします。

その他ご不明な点などがございましたら、お気軽にお問合せください。

## 売買契約と不動産登記に関するこ

○ 申込有資格を確認し、売却決定後に「売却決定通知書」を申込者に送付します。

○ 申込者は、売却決定通知書を受理した日から5日以内に契約書及び必要な書類を提出してください。

○ 売買代金が完納されたときに所有権移転があつたものとし、物件を引き渡すこととします。

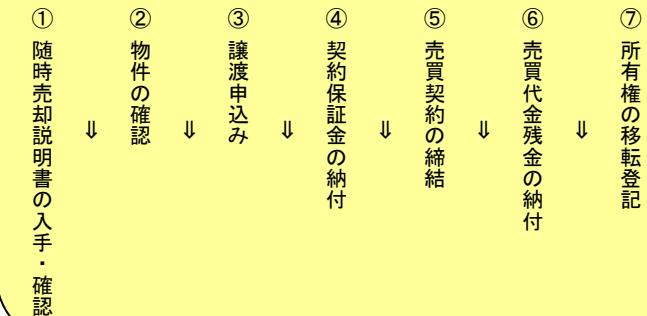
○ 所有権移転登記の手続きは、売買代金の完納後に本市が行いますので、売買代金の納付後に速やかに必要書類を提出してください。

**このほか、物件の用途の制限など、  
詳細は随時売却実施要領（随時売却説明書）をご覧ください。**

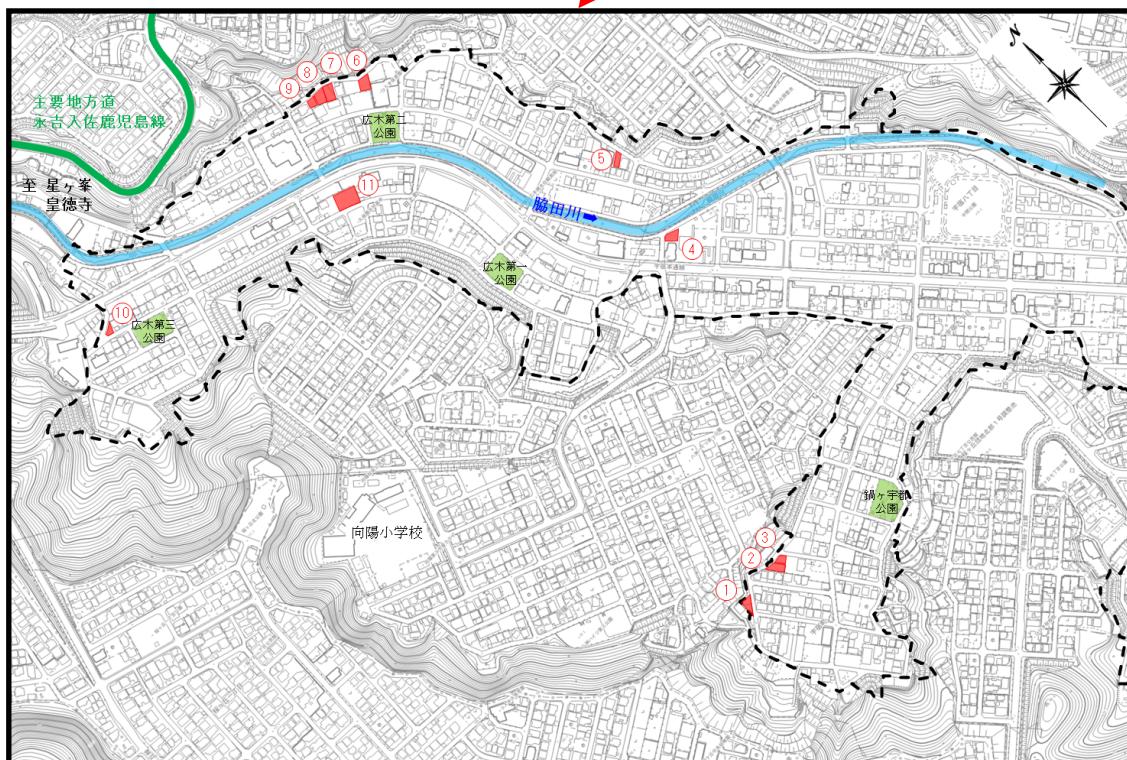


物件番号3

## お申し込みから登記までの手続きの流れ



## 市有地の位置



物件の引渡しは現状引渡しとなります。市有地の前面または土地内の電柱等の位置や、周辺のごみ集積場の状況等、現地を必ずご確認のうえ、お申し込みください。※物件確認書（様式第3）の提出が必要です。

物件番号	土地の地番		面 積		㎡当たり単価 (円)	予定価格 (円)	用途地域	建ぺい率 容積率
	町名	地番	㎡	坪				
1	宇宿九丁目	33番1	204.35	61.81	76,700	15,700,000	第一種低層住居専用地域	建ぺい率 50% 容積率 80%
2	宇宿九丁目	34番35	237.24	71.76	84,100	20,000,000	第一種低層住居専用地域	
3	宇宿九丁目	34番1	134.79	40.77	91,300	12,300,000	第一種低層住居専用地域	
4	広木二丁目	38番1	215.33	64.50	92,100	19,800,000	第一種低層住居専用地域	
5	広木二丁目	41番6	182.57	55.50	88,400	16,100,000	第一種低層住居専用地域	
6	広木二丁目	55番11	244.10	70.50	80,500	19,700,000	第一種低層住居専用地域	
7	広木二丁目	55番7	265.27	80.24	79,600	21,100,000	第一種低層住居専用地域	
8	広木二丁目	55番6	242.55	73.37	79,500	19,300,000	第一種低層住居専用地域	
9	広木二丁目	55番3	165.16	49.96	89,400	14,800,000	第一種低層住居専用地域	
10	広木三丁目	15番35	120.06	36.31	77,000	9,240,000	第一種低層住居専用地域	
11	広木三丁目	10番35	673.38	180.00	83,900	56,500,000	第一種低層住居専用地域 (一部、準住居地域)	

宇宿中間地区は、市有地のほか保留地（宅地）の随時売却も行っております。

詳しくは、市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。



市ホームページ